

地方自治法第199条第9項の規定により、定期監査の結果を別紙のと  
おり公表する。

令和8年6月8日

廿日市市監査委員 河野 行信

廿日市市監査委員 枇杷木 正伸

# 定期監査報告書

## 第1 監査の対象及び監査の期間

財務に関する事務の執行について、次の監査対象部局等に対して、次の表のとおり対象期間及び監査期間をもって実施した。

監査の対象部局等	対象期間	監査期間
佐伯支所 地域づくり係 市民福祉係 環境産業係 建設管理係 建設維持係	令和7年度 令和7年4月1日から 令和8年2月28日まで	令和8年3月5日から 令和8年5月26日まで

## 第2 監査の方法

監査は、廿日市市監査委員条例（昭和39年条例第4号）、廿日市市監査基準（令和2年3月27日監査委員決定）及び実施要領（平成31年3月29日公表）により実施した。

実施に当たっては、監査の対象における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、関係法令及び予算に基づき適正かつ効率的に執行されているかどうかについて留意し、実地監査の方法により執行した。

実地監査は、補助職員による補助監査の結果を踏まえ、監査委員が監査対象機関へ出向き、提出された監査資料等を基に、関係資料を抽出により検査・照合するとともに、関係職員から説明を聴取する方法により実施した。

## 第3 監査等の実施場所

佐伯支所 会議室

## 第4 監査の結果

事務・事業執行については、「第2 監査の方法」のとおり監査した限りにおいて、おおむね適正に処理されていた。なお、次のとおり一部に指摘事項等が認められた。

監査の結果については、法令等に違反し又は不当であることが明らかであり、速やかに是正を求めるものを「指摘事項」として、業務の執行等において改善を求めるものを「改善を求める事項」として、また、業務の執行等において今後検討を要請するものは「検討要請事項」として区分している。

また、公表までに至らなかった軽易な事項については、監査の過程において口頭及び文書で改善指導を行った。

## 1 環境産業係

### (1) 公文書の適正な管理について

#### 【改善を求める事項】

環境産業係の所掌業務に関する紙文書について、異なる業務に関する文書が混在してファイルに綴られているなど整理が不十分であり、担当者以外の職員が必要な文書を特定することが困難な状態であった。

廿日市市文書事務取扱規程では、文書事務の取扱いは、正確、迅速、丁寧に行い、もって事務能率の向上に努めなければならないと規定されている。

公文書の管理は、本市の行政を適切かつ効率的に運営し、市民への説明責任を全うするための重要な事務である。公文書の公開等の制度により開示の請求があった場合には、それに対応する公文書が速やかに特定できる状態に整理されている必要があり、また、担当者だけではなく他の職員も活用し円滑に業務を進めることができるよう作成、整理、保存されている必要がある。

不適切な公文書の管理は、行政運営に対する信頼をも損ないかねない。職員一人ひとりが公文書の適正な管理の意義について十分に理解するとともに、組織として統一されたルールに基づいた管理を徹底するよう要請する。

## 2 建設維持係

### (1) 工事の分割発注について

#### 【改善を求める事項】

競争入札によらず、随意契約とするため、廿日市市契約規則に規定する額を超えないように分割発注していると捉えられかねない事例があった。

本件は、同じ施工場所の道路路肩補修とガードレール施工で、当初は1件の工事として競争入札に付す予定であったが、路肩補修を急ぎ優先して行う必要が生じ、競争入札に付す時間が確保できなかったため、先に少額随意契約し、その後ガードレール施工を少額随意契約で別発注したものである。

同じ施工場所で工期も重なっており、見積指名事業者も同じ2者であることを考えると、経費削減、事務軽減の観点から一括発注し、競争入札によるべきであったのではないかと思われる。

地方公共団体の契約は、地方自治法に規定するとおり競争入札が原則であり、競争入札を避けるための分割発注は不適切であることから、発注の時期や施工場所などを検討した上で、適切な発注単位や契約手法を選択し、疑念を抱かれることのないよう適正な契約事務の執行に努められたい。